

所得が減少し納付が困難な場合の「個人市・府民税」の減免について

1 制度の説明

個人市・府民税は、所得税とは異なり、所得があった翌年に課税される制度となっていますので、税負担の公平性を確保する観点からも、納付時期の所得状況に関わらずお納めいただく必要があります。

ただし、納付する年度において、失業（解雇）、倒産、病気、けが、家族の介護等の事情で所得が極度に減少したことにより、納付が困難な状況にあると認められる方については、減免を適用できる場合があります。（定年、出産及び自己都合による退職並びに業績不振など所得減少した事由に帰責性や予見性があるものは除く）

なお、年金収入がある方や、再就職されているなど継続した収入が見込まれる方、退職金や一時金の支給を受けている方などで、納付が困難と認められない場合は適用されません。

また、申請に際しては、収入状況等の審査があり、必ず適用されるものではありませんのでご注意ください。

2 減免要件

納税が困難であると認められる方で、かつ、下記の要件をすべて満たしていること。

- 令和7年中の合計所得が、610万円以下であること。
- 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの合計所得の見積額が、130万円以下であること。

※ 令和8年度納税通知書で、控除対象配偶者又は扶養親族を有するときは、130万円に扶養人数1人につき35万円を加算できます。

- 令和7年中の合計所得と比較して令和8年1月1日から令和8年12月31日までの合計所得の見積額が3割以上減少していること。

3 減免対象税額

令和8年度分の未納付税額（納付されたものは減免の対象になりません）

※所得割額が対象で、均等割額は除きます。

4 減額割合

所得の減少割合により、所得割額の2～5割

5 減免を受けるために必要な書類等

- ・確定申告書の控え（受付印のあるもの）、給与や公的年金等の源泉徴収票（全て）・配当や株式譲渡の年間取引報告書（全て）等、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの収入状況がわかるもの
- ・離職票または雇用保険受給資格者証（離職日・離職理由が確認できるもの）
- ・令和8年度税額決定・納税通知書
- ・マイナンバーの確認できる書類及び申告される方の本人確認書類（免許証など）

6 申請受付期限

令和9年3月31日（水）

（期限を過ぎますと受付できませんので、期限内に必ず申請してください）

（減免についてのお問い合わせ先）

吹田市 税務部 市民税課

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話050-1721-2523